

国と地方の協議の場（第4回臨時会合）

社会保障・税一体改革分科会（第4回）

平成23年12月26日（月）
18時20分～19時10分
総理大臣官邸2階大ホール

次 第

1. 開会

2. 協議事項

「社会保障・税一体改革について」

（1）地方単独事業の総合的な整理について

（2）地方税制の論点について

3. 閉会

○配布資料

- | | |
|-----|------------|
| 資料1 | 厚生労働省提出資料 |
| 資料2 | 総務省提出資料（1） |
| 資料3 | 総務省提出資料（2） |

国と地方の協議の場（第4回臨時会合）
社会保障・税一体改革分科会（第4回）
出席予定者

（国側）

藤村 修	内閣官房長官
川端 達夫	総務大臣 内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
安住 淳	財務大臣
小宮山洋子	厚生労働大臣
古川 元久	国家戦略担当大臣 社会保障・税一体改革担当大臣
蓮 舫	内閣府特命担当大臣（行政刷新）
黄川田 徹	総務副大臣
五十嵐文彦	財務副大臣
石田 勝之	内閣府副大臣
辻 泰弘	厚生労働副大臣

（地方側）

山田 啓二	全国知事会会長
山本 教和	全国都道府県議会議長会会長
森 民夫	全国市長会会長
<small>せきたに</small> 関谷 博	全国市議会議長会会長
<small>ふじはら</small> 藤原 忠彦	全国町村会会長
高橋 正	全国町村議会議長会会長
中村 時広	愛媛県知事
林 正夫	広島県議会議長
<small>いし</small> 石 操	鳥取県 <small>ひえづ</small> 日吉津村長

国と地方の協議の場(第4回臨時会合) 社会保障・税一体改革分科会(第4回) 座席表

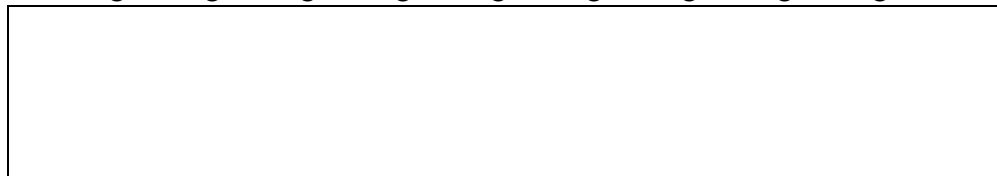
平成23年12月26日(月)
18:20~19:10
於:総理大臣官邸2階 大ホール

— 出入口 —

高橋 全国町村議会議長会会長 ○
 関谷 全国市議会議長会会長 ○
 林 広島県議会議長 ○
 山本 全国都道府県議会議長会会長 ○
 山田 全国知事会会長 ○
 中村 愛媛県知事 ○
 森 全国市長会会長 ○
 藤原 全国町村会会長 ○
 石鳥 鳥取県日吉津村長 ○

福田総務大臣政務官 ●

後藤内閣府副大臣 ●



●竹歳内閣官房副長官

●長浜内閣官房副長官

●齋藤内閣官房副長官

○ 辻 厚生労働副大臣
 ○ 五十嵐 財務副大臣
 ○ 蓮舫 内閣府特命担当大臣
 ○ 古川 国家戦略担当大臣
 ○ 内閣府特命担当大臣
 ○ 川端 総務大臣
 ○ 藤村 内閣官房長官
 ○ 安住 財務大臣
 ○ 小宮山 厚生労働大臣
 ○ 黄川田 総務副大臣
 ○ 石田 内閣府副大臣

平成 23 年 12 月 26 日
厚生労働省

「社会保障関係の地方単独事業」の分析等について

国と地方の協議の場等で、厚生労働省による地方単独事業の分析の具体的な内訳を示すべきとのご指摘があったことを踏まえ、

- ① 社会保障関係の地方単独事業について、「社会保障 4 分野」、「給付」、「制度として確立されたもの」といった諸点に従って分析したもの【別添 1】
- ② 「社会保障給付費」の対象となっている事業と地方単独事業を同じ考えに従って整理して分析したもの【別添 2】
- ③ 総務省調査の各項目についての詳細な整理内容【別添 3】

を資料として提出する。

いずれにしても、具体的な分類等については、前回協議で示された関係 4 府省でとりまとめられた論点に沿って、精査を進めていくことが必要と考えている。

地方単独事業全体（6.2兆円程度）

（うち、「社会保障」分野に属さないもの）

- 出産祝い金
- 準要保護児童生徒援助・給食援助
- 通学バス運行事業費
- 勤労者住宅資金貸付預託金 等

「社会保障」分野（5.5兆円程度）

社会保障 4 分野以外
（1.8兆円程度）

（うち、給付に該当しないもの）

- 福祉事務所、保健所、保健センター 等

給付（1.2兆円程度）

- 民生委員活動費
- 障害者施設利用者負担軽減
- 老人クラブ活動費
- 予防接種 など

社会保障 4 分野
（3.8兆円程度）

（うち、給付に該当しないもの）

- 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険に係る事務費
- 公立病院・診療所等の保険収入外の繰入 など

給付（2.6兆円程度）

（うち、制度として確立されていないもの）

- 国民健康保険の一般会計繰り入れ
- 乳幼児医療費助成（義務教育就学前分）
- 保育所（公・私立）の職員加配、人件費の上乗せ、保育料軽減
- 子どもに対する現金給付 など

制度として確立されているもの（～0.2兆円程度）

- | | |
|------------------------|--------------|
| ○ 後期高齢者保健（健診、人間ドック助成等） | ○ 公立幼稚園 |
| ○ 医療安全支援 | ○ 児童委員 |
| ○ 老人日常生活用具、介護用品等支給 | ○ 里親支援 |
| | ○ 母子家庭等支援 |
| | ○ 妊産婦健康診査 |
| | ○ 病院内保育所運営 等 |

※ 社会保障 4 分野 = 年金、医療、介護、子ども・子育て

※ 地方単独事業のうち「社会保障」の「給付」に当たる部分は3.8兆円である（1.2兆円（4分野以外）+2.6兆円（4分野））。

社会保障4経費（消費税対象経費）との関係での社会保障給付の整理

【別添2】

社会保障給付費における公費負担

社会保障給付 **38.8兆円程度**
(国28.8兆円：地方10.0兆円)

(うち、社会保障4分野に該当しないもの)

- 生活保護（医療扶助を除く。）
- 障害者自立支援給付
- 感染症予防対策事業
- 難病相談、支援センター事業 等

社会保障4分野 **35.9兆円程度**
(国25.8兆円：地方8.4兆円)

(うち、制度として確立されていないもの)

- 難病医療費（特定疾患治療研究費）
- 救急医療対策費
- 社会福祉法人による介護利用者負担の軽減措置 等

制度として確立されているもの **30.7兆円程度**
(国23.1兆円：地方7.7兆円)

年金	○基礎年金 等
医療	○後期高齢者医療 ○協会けんぽ ○国民健康保険 ○公費負担医療 等
介護	○介護保険
少子化	○子ども手当（児童手当相当分） ○保育所負担金（私立） ○公立保育所（交付税分） ○育児休業給付 ○社会的養護 等

地方単独事業

社会保障給付 **3.8兆円程度**

(うち、社会保障4分野に該当しないもの)

- 民生委員活動費
- 老人クラブ活動費
- 障害者施設利用者負担軽減
- 予防接種 等

社会保障4分野 **2.6兆円程度**

(うち、制度として確立されていないもの)

- 国民健康保険の一般会計繰り入れ
- 乳幼児医療費助成
- 保育所（公・私立）の職員加配、人件費の上乗せ、保育料軽減
- 子どもに対する現金給付 等

制度として確立されているもの **~0.2兆円程度**

医療	○後期高齢者保健 （健診、人間ドック助成等） ○医療安全支援
介護	○老人日常生活用具、介護用品 等支給
少子化	○公立幼稚園 ○児童委員 ○里親支援 ○母子家庭等支援 ○妊産婦健康診査 ○病院内保育所運営 等

平成21年度税制改正法附則第104条に規定されている消費税対象経費

国23.1兆円：地方7.7兆円

地方 ~0.2兆円

※社会保障4分野=年金、医療、介護、子ども・子育て

※公費負担のうち、「制度として確立されているもの」の金額は22年決算ベース。その他の公費負担の金額は23年度予算ベース等を元に推計。

社会保障4経費(消費税充当対象経費)との関係でみた地方単独事業の整理 【別添3】

<参考> 社会保障・税一体改革成案(抄) (平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)

II 社会保障費用の推計
 2 社会保障給付にかかる公費(国・地方)の全体の推計
 社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。
 III 社会保障・税一体改革の基本的姿
 1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み
 (1) 消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保
 消費税収(国・地方)については、このうち国分が現在予算総則上高齢者三経費に充当されているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則104条)に充当する分野を拡充する。

(注) 具体的な分類等については、「地方単独事業の総合的な整理についての論点」(平成23年12月12日 内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省)に沿って、精査を進めていくことが必要。

		① 総務省調査による地方単独事業全体 【6.2兆円】	② ①のうち、社会保障分野に該当するもの(厚労省整理) 【5.5兆円】	③ ①のうち、社会保障4分野に該当するもの(※1)		④ ③のうち、「給付」に該当するもの(厚労省整理)(※2) 【2.6兆円】	⑤ ④のうち、制度として確立されたもの(厚労省整理)(※3) 【~0.2兆円】
				(総務省整理) 【5.1兆円】	(厚労省整理) 【3.8兆円】		
1 総合福祉(各分野であん分)							
1	公立総合福祉施設	○	○	×	×	×	×
2	民生委員	○	○	×	×	×	×
3	社会福祉団体(社会福祉協議会・社会福祉事業団等)運営費補助・負担金	○	○	×	×	×	×
4	社会福祉施設職員等退職手当共済事業費補助金	○	○	×	×	×	×
5	社会福祉事業指導(福祉活動指導員・専門員設置事業等含む)	○	○	×	×	×	×
6	私立社会福祉施設補助(各分野に計上するものを除く。)	○	○	×	×	×	×
7	その他の総合福祉関係サービス	○	×	×	×	×	×
2 医療							
8	国民健康保険(地方単独事業分)	○	○	○	○	×	×
10	後期高齢者医療制度(地方単独事業分)	○	○	○	○	×	×
12	保健所	○	○	○	×	×	×
13	市町村保健センター	○	○	○	×	×	×
14	口腔保健センター	○	○	○	○	○	×
15	その他の医療・保健施設サービス	○	×	○	×	×	×
16	乳幼児医療費助成(義務教育就学前分)	○	○	○	○	○	×
18	母子(父子)家庭医療費助成	○	○	○	○	○	×
19	障害者(心身障害児、精神障害者)医療費助成	○	○	○	○	○	×
20	老人医療費助成	○	○	○	○	○	×
21	難病医療費助成(特定疾患治療調査研究・地方単独分)	○	○	○	○	○	×
22	難病医療費助成(特定疾患治療調査研究・超過負担分)	○	○	○	○	○	×
24	小児慢性疾患医療費助成(小児慢性特定疾患治療調査研究・地方単独分)	○	○	○	○	○	×
25	小児慢性疾患医療費助成(小児慢性特定疾患治療調査研究・超過負担分)	○	○	○	○	○	×
27	不妊治療費助成(地方単独事業分)	○	○	○	○	○	×
29	ハンセン病患者支援	○	○	○	×	×	×
30	乳幼児健康診査	○	○	○	×	×	×
31	妊産婦健康診査(地方単独事業分)	○	○	○	○ ※子ども・子育て	○ ※子ども・子育て	○ ※子ども・子育て
33	その他の母子保健(地方単独事業分)	○	×	○	×	×	×
35	予防接種(定期接種、任意接種)	○	○	○	×	×	×
36	健康被害給付	○	○	○	×	×	×
37	結核対策(健康診断等)	○	○	○	×	×	×
38	がん検診(地方単独事業分)	○	○	○	×	×	×
40	成人健康診査・生活習慣病対策	○	○	○	×	×	×
41	後期高齢者保健(健診、人間ドック助成等)(地方単独事業分)	○	○	○	○	○	○

43	歯科保健・口腔衛生(歯周疾患検診等)	○	○	○	×	×	×
44	公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院(一般会計負担)	○	○	○	○	×	×
45	都道府県ナースセンター	○	○	○	○	×	×
46	医療人材(医師・看護師・保健師等)確保(看護師等養成所含む)	○	○	○	○	×	×
47	救急医療施設運営費等助成	○	○	○	○	○	×
48	夜間休日等救急医療体制(病院群輪番制)運営費補助(1・2次救急)	○	○	○	○	○	×
49	周産期救急医療・精神科救急医療等 特殊救急医療運営費等補助	○	○	○	○	○	×
50	小児医療(小児救急医療含む)	○	○	○	○	○	×
51	へき地医療	○	○	○	○	○	×
52	災害時における医療	○	○	○	○	×	×
53	その他の地域医療確保(民間医療機関への助成含む)	○	×	○	×	×	×
54	病院内保育所運営	○	○	○	○ ※子ども・子育て	○ ※子ども・子育て	○ ※子ども・子育て
55	新型インフルエンザ対策(地方単独事業分)	○	○	○	×	×	×
57	新型インフルエンザ対策のうち、感染症指定医療機関への運営費助成(地方単	○	○	○	×	×	×
59	感染症予防(狂犬病・狂牛病予防対策、エイズ対策等)	○	○	○	×	×	×
60	住民健康増進(高齢者含む)	○	○	○	×	×	×
61	臓器移植対策	○	○	○	×	×	×
62	医療安全支援	○	○	○	○	○	○
63	医薬品等安全(薬事指導等)	○	○	○	×	×	×
64	医療関係団体補助	○	○	○	○	×	×
65	その他の医療・保健関係サービス	○	×	○	×	×	×
3 介護・高齢者福祉							
66	介護保険(地方単独事業分)	○	○	○	○	×	×
68	公立養護老人ホーム等(老人保護措置費)	○	○	○	×	×	×
69	公立老人福祉施設(老人保護措置費除く)	○	○	○	×	×	×
70	その他の公立介護・高齢者福祉施設サービス	○	×	○	×	×	×
71	介護サービス利用者負担助成	○	○	○	○	○	×
72	養護老人ホーム等入所負担軽減	○	○	○	×	×	×
73	老人日常生活用具、介護用品等支給(緊急通報装置含む)	○	○	○	○	○	○
74	高齢者世帯居住安定	○	×	○	×	×	×
75	高齢者移動支援(交通費助成、敬老バス等)	○	×	○	×	×	×
77	私立養護老人ホーム等(老人保護措置費)	○	○	○	×	×	×
78	私立老人福祉施設(老人保護措置費除く)	○	○	○	×	×	×
79	介護実習・普及センター	○	○	○	×	×	×
80	介護サービス事業者指導・情報提供	○	○	○	○	×	×
81	介護人材確保・養成(地方単独事業分)	○	○	○	○	×	×
82	高齢者日常生活支援(在宅生活支援、各種相談)	○	○	○	○	○	×
83	高齢者の生き甲斐と健康づくり推進事業(明るい長寿社会づくり推進事業)	○	○	○	×	×	×
84	介護予防・地域支え合い事業(生きがい活動通所支援、生活支援、家族介護支援等)	○	○	○	○	○	×
85	在宅医療・訪問看護推進	○	○	○	○	○	×
86	高齢者虐待防止	○	○	○	×	×	×
87	認知症高齢者支援	○	○	○	○	○	×
88	高齢者就業対策(シルバー人材センター含む)	○	○	○	×	×	×
89	老人クラブ活動費	○	○	○	×	×	×
90	介護・高齢者福祉関係団体補助	○	○	○	×	×	×
91	その他の介護・高齢者福祉関係サービス	○	×	○	×	×	×

4 子ども・子育て							
92	児童相談所・一時保護施設	○	○	○	○	×	×
93	公立保育所(地方単独事業分)	○	○	○	○	○	×
95	公立幼稚園(地方単独事業分)	○	○	○	○	○	○
96	公立児童厚生施設(児童館、児童遊園等)	○	○	○	○	○	×
97	公立児童福祉施設(保育所、児童厚生施設除く。児童養護施設等)	○	○	○	○	○	×
98	公立子育て支援施設	○	○	○	○	○	×
99	公立子ども若者支援施設(青少年センター等)	○	×	○	×	×	×
100	知的障害児施設等(療育センター等含む)	○	○	○	×	×	×
101	児童デイサービス施設	○	○	○	×	×	×
102	その他の子ども・子育て施設サービス	○	×	○	×	×	×
103	子どもに対する現金給付(母子・父子・遺児等含む)	○	○	○	○	○	×
104	障害児に対する現金給付	○	○	○	×	×	×
105	出産祝い金	○	×	○	×	×	×
106	保育料軽減	○	○	○	○	○	×
107	幼稚園就園奨励費助成(地方単独事業分)	○	○	○	○	○	×
108	幼稚園就園奨励費助成(超過負担分)	○	○	○	○	○	×
110	準要保護児童生徒援助・給食援助(地方単独事業分)	○	×	○	×	×	×
112	放課後児童クラブ等利用者負担助成	○	○	○	○	○	×
113	私立保育所(地方単独事業分)	○	○	○	○	○	×
115	認可外保育所等(待機児童解消含む)	○	○	○	○	○	×
116	私立幼稚園(地方単独事業分)	○	○	○	○	○	×
118	私立児童厚生施設(児童館、児童遊園等)	○	○	○	○	○	×
119	私立児童福祉施設(保育所、児童厚生施設除く。児童養護施設等)	○	○	○	○	○	×
120	私立子ども若者支援施設(青少年センター等)	○	×	○	×	×	×
121	放課後児童健全育成(放課後児童クラブ、放課後子ども教室等)(地方単独事業分)	○	○	○	○	○	×
123	児童委員	○	○	○	○	○	○
124	里親支援	○	○	○	○	○	○
125	母子家庭等支援	○	○	○	○	○	○
126	児童虐待防止	○	○	○	○	○	○
127	地域療養・居宅介護等障害児支援(重度障害児対応含む)	○	○	○	×	×	×
128	子育て支援(一時預かり、保育ママ、児童家庭相談、私立子育て支援施設等。地方単独事業分)	○	○	○	○	○	×
130	障害児教育等幼児教育支援	○	×	○	×	×	×
131	子ども・若者(青少年)育成支援	○	×	○	×	×	×
132	子ども・子育て関係団体補助	○	○	○	×	×	×
133	その他の子ども・子育て関係サービス	○	×	○	×	×	×
5 障害者福祉							
134	公立障害者施設	○	○	×	×	×	×
135	公立精神保健福祉施設	○	○	×	×	×	×
136	公立精神障害者社会復帰施設	○	○	×	×	×	×
137	その他の障害者福祉施設サービス	○	×	×	×	×	×
138	障害者(障害児除く)に対する手当	○	○	×	×	×	×
139	障害者施設利用者負担軽減	○	○	×	×	×	×
140	障害者グループホーム・ケアホーム・生活ホーム等助成	○	○	×	×	×	×
141	交通費・燃料代助成	○	×	×	×	×	×
142	日常生活用具給付	○	○	×	×	×	×
143	私立障害者施設	○	○	×	×	×	×
144	私立精神保健福祉施設・精神障害者社会復帰施設	○	○	×	×	×	×

145	居宅介護・活動支援、自立支援・社会参加促進、地域生活支援(相談員配置、療育支援、社会参加促進等含む)	○	○	×	×	×	×
146	小規模作業所・地域活動支援センター等運営助成	○	○	×	×	×	×
147	障害者就労促進(事業者への助成含む)	○	○	×	×	×	×
148	精神障害者支援(社会適応訓練事業等)	○	○	×	×	×	×
149	精神保健福祉相談・こころの健康づくり(自殺対策)等	○	○	×	×	×	×
150	権利擁護推進(成年後見制度普及事業等)	○	○	×	×	×	×
151	障害者福祉関係団体補助	○	○	×	×	×	×
152	その他の障害者福祉関係サービス	○	×	×	×	×	×
6 就労促進							
153	職業能力開発校・公立職業訓練校等(地方単独事業分)	○	×	×	×	×	×
155	公立労働福祉施設・労働センター等	○	×	×	×	×	×
156	ジョブカフェ、就職相談支援センター等	○	×	×	×	×	×
157	その他の就労促進施設サービス	○	×	×	×	×	×
158	若年者就労支援(私立施設含む)	○	×	×	×	×	×
159	地域若者サポートステーション	○	×	×	×	×	×
160	就労促進関係団体補助	○	○	×	×	×	×
161	その他の就労促進関係サービス	○	×	×	×	×	×
7 貧困・格差対策等							
162	福祉事務所	○	○	×	×	×	×
163	婦人相談所、婦人保護施設	○	○	×	×	×	×
164	公立生活保護施設(救護施設、医療保護施設、授産施設、更生施設)	○	○	×	×	×	×
165	公立隣保館	○	○	×	×	×	×
166	その他の貧困・格差対策等施設サービス	○	×	×	×	×	×
167	外国籍住民等福祉給付金助成	○	×	×	×	×	×
168	ホームレス自立支援	○	○	×	×	×	×
169	私立生活保護施設(救護施設、医療保護施設、授産施設、更生施設)	○	○	×	×	×	×
170	私立隣保館	○	○	×	×	×	×
171	行旅病人及び死亡人取扱	○	×	×	×	×	×
172	女性保護に要する事業(DV対策事業等)	○	○	×	×	×	×
173	遺族等援護(中国残留邦人、戦傷病者等含む)	○	○	×	×	×	×
174	交通災害共済	○	×	×	×	×	×
175	その他の貧困・格差対策等関係サービス	○	×	×	×	×	×
合 計		6.2兆円程度	5.5兆円程度	5.1兆円程度	3.8兆円程度	2.6兆円程度	~0.2兆円程度

※1 厚労省整理(3.8兆円)において、「社会保障4分野」とは、
・医療では、医療保険制度などによる医療の給付に要する費用
・介護では、介護保険制度による介護給付に要する費用
などと整理している。
したがって、介護以外の高齢者福祉などは、総務省整理(5.1兆円)には含まれているが、厚労省整理(3.8兆円)には含まれていない。

※2 「給付」とは、受益が直接個人に帰属するものと整理している。
したがって、人件費などは給付に該当しない。

※3 「制度として確立されたもの」とは、法律上に何らかの位置づけがある事業と整理している。
したがって、法律上に全く位置づけがない事業は「制度として確立されたもの」に該当しない。

平成 23 年 12 月 26 日

総 務 省

地方単独事業の総合的整理の基本的考え方

社会保障安定財源を確保する社会保障・税一体改革の実現に向けて、国・地方双方が協力しながら推進することが何よりも肝要である。この場合において、政府としては「成案」の考え方に沿って進めるのが基本であるが、地方の意見に耳を傾け柔軟に対応する必要がある。

上記を踏まえ、以下の考え方を基本として、地方単独事業の総合的整理を進めてはどうか。

- 1 全国レベルのセーフティネットである国の制度と地域の実情などに応じたきめ細かなセーフティネットである地方単独事業の2つのセーフティネットが組み合わさることによって社会保障制度全体が持続可能なものとなっていることの認識を共有し、消費税込（国・地方）を主たる財源として安定財源を確保する。
- 2 地方単独事業の総合的な整理は、消費税の負担者であり、かつ現実にサービスを受けている国民の理解が得られる客観的な整理とする必要がある。
- 3 「成案」で示された「社会保障4経費の分野に則った範囲の社会保障給付」における地方単独事業を対象とすることを基本とし、その範囲については、国が統計的な整理としてその他の分野の社会保障経費に分類するものであっても、実質的に医療、介護、子育ての分野と重複している事業及び一体として評価されるべき事業について一律に排除することは適当でない。
- 4 上記「則った範囲」の検討に当たっては、現実に国民に現物サービスを提供している保育士、児童福祉司等のマンパワーの人件費を「成案」で示された「給付」に該当しないとして一律に排除することは適当でない。
- 5 「成案」で示された「制度として確立された…費用」については、1において述べた2つのセーフティネットが組み合わさることによって社会保障制度全体が持続可能となっていることを踏まえて、地方の理解が得られるよう努める。
- 6 なお、貧困・格差対策をはじめとするその他の分野については、「成案」に基づき施策の充実を図るとともに、将来的には消費税込（国・地方）を主たる財源として安定財源を確保する。

資 料

〔論点整理(地方税)〕

平成23年12月21日
社会保障・税一体改革作業チーム

・地方消費税

社会保障・税一体改革成案

IV 税制全体の抜本改革

(5) 地方税制

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。

III 社会保障・税一体改革の基本的姿

1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

(2) 消費税収の使途の明確化

消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く）については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その使途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。

(3) 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保

現行分の消費税収（国・地方）についてはこれまでの経緯を踏まえ国・地方の配分（地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付税法定率分）と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提として、引上げ分の消費税収（国・地方）については（1）の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することとし、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。

留意点等

※ 引上げの時期、段階的引上げにかかる留意点、複数税率の問題点等については、国の消費税と同様。

改革の方向性（イメージ）

（1）地方消費税の税率引上げの「時期、幅」

- ・平成○年○月○日 ○%（消費税率○%相当、消費税と合わせて●%）
- ・平成□年□月□日 □%（消費税率□%相当、消費税と合わせて10%）

※ なお、消費税率の引上げに伴い、消費税に係る地方交付税率について調整が必要となる。

（2）地方消費税収の使途

- ・地方消費税収（現行分の地方消費税を除く）については、その使途を明確化（社会保障財源化）することとする。

（注）具体的な方法については、地方団体の意見を踏まえて検討する。

(3) その他

いずれも、地方団体の意見を踏まえて検討する必要があるが、

- ・ 引上げ分の地方消費税収の都道府県と市町村の配分については、現行の 1 : 1 を基本に検討することとしてはどうか。
- ・ 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、人口による配分など社会保障財源化に適した交付基準を検討することとしてはどうか。

(4) 検討事項

- ・ 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割拡大のため、当面は、現行制度の下でも可能な「納税相談を伴う収受」等の取組を進め、その上で、地方団体の体制整備の状況等を見極めながら、消費税を含む税制の抜本改革を実施する時期を目途に、地方団体に対する申告書提出の制度化等について、実務上の論点を十分整理して、改めて判断する。

・個別間接税との関係(地方税関係)

社会保障・税一体改革成案

IV 税制全体の抜本改革

(3) 消費課税

消費税と個別間接税の関係等の論点について検討する。

エネルギー課税については、地球温暖化対策の観点から、エネルギー起源 CO2 排出抑制等を図るための税を導入する。また、地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討する。車体課税については、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で見直しを検討する。

改革の方向性 (イメージ)

<消費税と個別間接税(地方税関係)との関係>

- ・地方の個別間接税については、個別間接税を含む価格に消費税が課される国際的な共通ルールを踏まえ、国及び地方の財政状況等を勘案しつつ、これまでの税制改正大綱で示された方針に沿って、引き続き検討することとしてはどうか。

<車体課税>

- ・自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成 24 年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。

・個人住民税

基本的な考え方

- 個人住民税のあり方を検討する際には、「地域社会の会費」として住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格を踏まえることが必要。
- 税率構造については、平成 19 年度に 3 兆円の税源移譲が行われた際に、応益性の明確化、地域間の税源偏在度の縮小、税収の安定性の向上の観点から、所得割の税率が 10% 比例税率化された経緯を踏まえ、比例税率の構造を維持することを基本として検討することとしてはどうか。

改革の方向性（イメージ）

< 諸控除等の見直し >

- ・ 諸控除等の見直しについては、個人住民税の「地域社会の会費」的性格をより明確化する観点から、所得控除は控除項目・金額ともに所得税の範囲内であることや政策的な税額控除は極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除等の見直しや低所得者への影響にも留意しつつ、検討することとしてはどうか。

・地方法人課税

社会保障・税一体改革成案

IV 税制全体の抜本改革

(5) 地方税制

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。

※ 地方法人特別税等に関する暫定措置法（抄） （趣旨）

第1条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。）の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

改革の方向性（イメージ）

- ・ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す必要。
- ・ 一体改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講じる必要があるのではないか。その際には、これまでの偏在是正の方策に関する提言等も参考にしながら、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討を行うこととしてはどうか。

その他

・社会保障・税に関わる共通番号制度

社会保障・税一体改革成案

IV 税制全体の抜本改革

(6) その他

上記の改革のほか、社会保障・税に関わる共通番号制度の導入を含む納税環境の整備を進めるとともに、国際的租税回避の防止を通じて適切な課税権を確保しつつ投資交流の促進等を図る等の国際課税に関する取組みや国際連帯税等について、検討を行う。

改革の方向性（イメージ）

<社会保障・税番号制度>

- ・番号法案（通称「マイナンバー法案」）は、次期通常国会に提出予定。
- ・番号制度の導入に伴い、税務分野において番号制度の適正な利用を確保するため、マイナンバー法案と併せて国会提出が予定されている同法の整備法案において、申告書等の記載事項に「番号」を追加する等所要の措置を講じることとしてはどうか。
- ・また、納税者利便の向上策、法定調書の拡充等については、マイナンバー法及び同法の整備法の成立後、引き続き検討することとしてはどうか。